

開催月日 令和8年5月26日（火）

開催場所 教育会館3階301・302・303研修室

令和8年度 第1回調布市環境保全審議会 議事録（確定稿）

事務局 皆様、それでは、定刻よりちょっと早いのですがけれども、傍聴の方もいらしておりますので、これより令和8年度第1回調布市環境保全審議会を始めさせていただきたいと思います。本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

初めに、本審議会の委員に関して、事務局から御報告がございます。

環境政策課ゼロカーボンシティ推進担当課長 本日、東京都環境局多摩環境事務所長の近藤委員につきまして、東京都の人事異動に伴い、令和7年度をもって本審議会の委員について辞任の申出がございました。

このことに伴い、今年度から新たに東京都環境局多摩環境事務所の所長に就任されました福安様が新委員として就任されますので、御報告いたします。

なお、本日は欠席の旨、御連絡をいただいておりますので、委嘱状につきましては事務局から御本人にお渡しさせていただきます。

報告は以上でございます。

事務局 それでは、ここからは高田会長に議事の進行をお願いいたします。

高田会長 それでは、改めまして、令和8年度第1回調布市環境保全審議会を開催いたします。本日は、御多忙中にもかかわらず御出席いただき、ありがとうございます。

本日の会議について、正確な議事録を作るため録音しておりますので、発言は私が指名してから行うようお願いいたします。また、発言の前には、必ず名字を名乗っていただくようお願いいたします。

それでは、議事に入る前に、定足数について事務局から報告をお願いします。

事務局 本日の審議会につきまして、事前に齊藤委員、山下委員、福安委員、平井委員から御都合により欠席される旨の御連絡をいただいております。

つきましては、現時点において委員13人中9人の方が御出席されておりますので、調布市環境保全審議会規則第6条に規定されている定足数に達している状況となっております。

以上です。

高田会長 ありがとうございます。定足数に達しているとのことですので、引き

続き審議会を進めてまいります。

次に、本日の傍聴希望者の有無について、事務局から報告してください。

事務局 本日、3人の傍聴希望者がいらっしゃいます。

高田会長 皆さんにお諮りします。3人の傍聴を認めてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

高田会長 それでは、傍聴者の入室をお願いいたします。

(傍聴者入室)

高田会長 なお、審議中に新たに傍聴希望者がある場合には、随時傍聴を認めますので、委員の皆様には御承知おきください。

審議に先立ち、傍聴者の皆様に申しあげます。当審議会の審議の傍聴に当たりまして、受付で配付いたしました傍聴者の遵守事項に御協力いただきますようお願いいたします。

では、本日の資料の確認を事務局からお願いいたします。

事務局 本日の資料は、次第にありますとおり、事前にデータで送らせていただいている方もいらっしゃるかと思いますが、次第のほか、資料1から資料4―8までの12点となっております。皆様、持参されている資料の御確認をお願いいたします。

資料が不足している方がいらっしゃいましたら、紙の資料を別途配付いたしますので、お申し出ください。よろしいでしょうか。

また、本日、当日配付資料として、各委員の皆様に、令和8年3月に策定した調布市環境基本計画の本編と概要版、そして調布市気候変動アクションプログラム本編と概要版の計4冊を机上配付させていただいております。もしよろしければ、お持ち帰りいただければと存じます。こちらの計画につきましては、令和7年度中、皆様から貴重な御意見を賜り、誠にありがとうございました。

以上です。では、高田会長、お願いいたします。

高田会長 どうもありがとうございました。この調布市環境基本計画の策定に当たりましては、皆様からの御意見、御協力を賜りまして誠にありがとうございます。今日の審議の中でもこれを活用して、この基本方針にいろいろな諸政策が合っているかどうかということを確認してまいりたいと思いますので、随時御覧いただくようお願いいたします。

それでは、本日の議題に入りたいと思います。

調布市の環境保全に関する基本的な事柄を全般的に調査、審議することがこの審議会の役割でありますので、委員の皆さん、本日も建設的な御意見をお願いいたします。

それでは、次第 1、議題の(1)調布基地跡地留保地を活用した施設整備について、事務局より御説明をお願いいたします。

緑と公園課長 緑と公園課長の渡辺でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議題(1)の調布基地跡地留保地を活用した計画につきましては、防災・スポーツレクリエーション機能を有する公園として整備することを市の基本的な考えとしておりますので、庁内の検討体制につきましても、私ども環境部を含めまして、市の計画の推進、用地の取得・活用や運動施設、防災設備の整備、土地利用など関係する庁内関係 5 部署が連携して、総合的な視点で取り組んでおります。本日は、約20分程度いただきまして、これまで市が公表しました 2 つの資料を用いて説明させていただきます。

資料の説明に先立ちまして、市の環境保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する環境部の基本的な考えについて確認させていただいた上で、留保地整備に関し、御説明させていただければと存じます。

初めに、市は、最上位かつ総合的な計画であります調布市基本計画におきまして、5 つの重点プロジェクトの 1 つに、人と自然がおりなすうまいのあるまちをつくるプロジェクトを位置づけ、その実現に向けた施策として、水と緑による快適空間づくりを掲げ、人と自然との共生を目指すため、湧水、公園、崖線、里山などの水辺や緑地を保全し、連続性のある動植物の生息空間と緑豊かなまち並み、景観を形成する快適な空間づくりに取り組むとしております。

あわせて、令和 3 年 3 月に策定した緑全般に関する総合的な計画である緑の基本計画では、都の「みどりの新戦略ガイドライン」との整合を図りつつ、緑の量の維持、質の向上、法改正への対応や民間との連携、市の強みを生かした協働による取組を通じた良質

な緑環境の次世代への継承、持続的なまちづくりを基本的な考えとしています。

その中で、緑の機能につきましては、都市の気候緩和効果などの都市環境の保全、景観形成、レクリエーションの増進、生物多様性の確保といった豊かな都市環境の形成に重要な役割を担っていることに加え、温暖化の進展に伴う豪雨対策や猛暑対策といった、自然災害リスクの高まりを踏まえたグリーンインフラとしての役割が再認識されています。

他方、近年、全国的に増加傾向で推移しております樹木の倒木による事故への対策では、安全・安心の確保はもとより、CO₂吸収量の促進など、緑の質を高め、都市環境の持続性を確保するため、樹木の適切な管理と更新の必要性など、新たな課題も顕在化しています。

こうした基本的な考えの下、東京都の条例に基づく自然環境調査を実施し、基地跡地留保地の整備に向けて、市の強みを生かした民間との連携による協働事業として、市民ニーズの把握に努める中で、関係5部の連携による総合的な観点で施設整備に向けた計画を策定しました。

本日は、昨年12月に策定しました調布基地跡地留保地施設整備基本計画を説明させていただいた後に、計画地における自然環境調査の結果を御説明いたします。

とりわけ委員の皆様からは、環境保全の観点から御意見、御助言をいただきましたと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

緑と公園課長補佐　　緑と公園課、今川でございます。それでは、調布基地跡地留保地施設整備基本計画について説明いたします。

資料3―1の調布基地跡地留保地施設整備基本計画を御覧ください。

こちらの1ページをお願いします。調布基地跡地留保地の概要についてです。留保地の位置や、これまでの変遷等の基本的な情報について記載しております。

2ページ、4行目をお願いいたします。留保地の活用に向けた取組の背景、経緯、目的についてですが、市は、市民からの御意見や関係機関との協議を重ねた上で、平成20年3月に調布基地跡地留保地利用計画を策定し、国の承認を得ました。この利用計画では、土地利用の方向として、留保地を都市公園として位置づけ、防災とスポーツレクリエーションの機能を併せ持つ公園として活用していくこととし、検討を進めておりました。

しかしながら、利用計画策定以降の平成20年代における京王線連続立体交差事業をはじめとする大きな財政需要や、社会経済情勢の変化等への対応を図る必要があり、留保地の

具体的な活用の方向や事業化について、継続的に検討を行ってきたものの、当初に想定していたとおりの進捗による利用計画の実現には至っておりませんでした。

こうした中で、F C東京から、現在の練習施設における課題解決を図る観点も含め、市と連携して留保地を活用した施設整備を行うことについて、改めてのお話があり、令和7年6月に、市に対して、留保地の活用による練習拠点機能の整備を含む具体的な取組が提案されました。その内容は、市が利用計画で示している諸機能が確保されているほか、これまでの市における留保地の活用に向けた取組に関する課題への対応や、調布のまちの魅力のさらなる向上につながることを期待できるものとなっています。

なお、市とF C東京は、平成11年のクラブ創設時から、市内のスポーツ振興をはじめ、健康・福祉、教育、平和など、多岐にわたる分野で協働してきました。

3ページをお願いします。トップスポーツチームであるF C東京と共に本取組を進めていくことは、地域におけるにぎわいの創出や活気の高まり、市のイメージ向上などの効果が見込まれます。また、新たな施設を中心に市民が集い、スポーツをする、見る、支える機会が増すことによって、地域コミュニティの醸成や青少年の健全育成など、市民の日常生活の質の向上にもつながるものと考えております。さらに、F C東京が持つ発信力やブランド力が市の魅力を高め、まちの付加価値をさらに高める好機になるものと考えております。

3ページから9ページまでは、本取組に関連する計画や法的条件等を整理したものとなります。

図表3、関連計画を御覧ください。図の上段、調布基地跡地留保地利用計画から、6ページの図の下段、調布市地域防災計画の7つの関連計画との整合を図っております。

少し飛びまして、10ページをお願いいたします。施設整備に関する基本的な考え方についてです。

8行目に記載しております、留保地の活用による施設の整備に当たっては、地域経済の活性化や周辺に及ぼす影響のほか、自然環境調査の結果に基づき必要となる保全対策に留意することなど、幅広い視点を持ちながら取組を進めていきます。

(1)利用計画を基本とした取組の推進ですが、留保地については、調布基地跡地留保地利用計画において、防災・スポーツレクリエーション機能を有する公園としての活用を目指すこととしております。

そうした中で、調布市地域防災計画に基づく防災機能の確保と災害発生時の活用に関

したゾーニングや、市全体のスポーツ施設の再配置の検討を踏まえたスポーツ施設の整備、隣接する西町公園、都立武蔵野の森公園との連携や一体的な利用など、5つの基本的な考え方を施設整備の根幹としており、市は、この利用計画の枠組みを基本として整備を行うこととしております。

あわせて、各施設における多角的な視点からの市民の利用機会確保や施設の利用における市民の利便性や安全性に留意するとともに、スポーツ施設に関しては、その利用促進を図る観点から、施設の広さや機能等に鑑みつつ、柔軟な運用について検討していくこととしております。

11ページをお願いします。(4)都市公園の多面的な機能の推進ですが、遊具をはじめ、ベンチや植栽など、都市公園としての機能を生かすとともに、インクルーシブの視点も踏まえながら、誰もが快適に過ごし憩える環境を整えていきます。

(6)調布市地域防災計画を踏まえた防災機能の整備ですが、調布市地域防災計画では、留保地に整備する施設の特性に応じて、災害時には、帰宅困難者への対応のほか、物資の備蓄、仕分けを行う倉庫を整備することで、物資の輸送拠点としての活用も見込んでおります。

次に、12ページをお願いします。施設整備におけるゾーニングの考え方です。ゾーニングの考え方は、スポーツ施設、広場、回遊性、非常時の利用の4つを基本とし、F C東京からの提案などを踏まえながら、トップスポーツチームの練習拠点としての機能を確保しつつ、市民がスポーツをする、見る、支えるという視点から、誰もがスポーツに親しみ、関わり合える環境づくりを目指します。

続いて、13ページをお願いします。ゾーニングに基づく具体的な施設の配置についてお示ししております。

施設の配置については、大きく、敷地の北側、図の上段と、南側、図の下側に分けて整理しております。

敷地の北側には、F C東京の練習拠点としての機能を有する天然芝フィールド及び運動施設棟を整備いたします。なお、これらの施設は、同時に、市民がスポーツに親しむ機会を確保できるよう、市民向けのイベントや体験事業などの活用も検討していきます。

一方、敷地の南側には、天文台通りに面した自由広場を整備し、地域に開かれた施設の顔となる空間を創出します。また、幅広い世代の利用を想定する人工芝グラウンドやテニスコート、多目的コートなどの運動施設を整備してまいります。

14ページをお願いします。続いて、個別の施設配置の考え方についてです。それぞれの機能について、順に御説明いたします。

①自由広場についてです。留保地の南側に隣接する西町公園と併せて、施設のエントランス、いわば入り口部分となる天文台通りに面した位置に整備します。また、可能な限り既存の植栽も生かしながら、豊かな自然の景観と開放感を演出し、地域のみなさんや来園者に親しみを持っていただける広場としてまいります。

加えて、緑が持つ木陰や雨水の浸透、遮音、遮光、二酸化炭素削減などの効果を生かし、グリーンインフラとしての機能も発揮できるよう整備します。さらに、誰もが利用しやすいインクルーシブの視点を踏まえた遊具の設置や、多世代が憩える空間づくりを行うとともに、西町公園との一体的な運用も考慮し、効果的で機能的な配置とします。

15ページをお願いします。⑧防災備蓄倉庫についてです。こちらについては、市の地域防災計画に基づき、地域内輸送拠点としての機能を有する防災備蓄倉庫を設置します。通常時、災害時のいずれの搬出入動線も踏まえ、災害時において適切に機能を発揮できるよう、効果的な配置といたします。

また、西町公園南側では、災害時の給水ステーションとなる調布西町給水所が整備されております。

最後に、その他の施設として、暑熱対策の観点から通路に屋根を設置し、日陰や急な天候変化の際の一時的な避難場所として利用できるようにします。また、公園利用者の利便性を高めるために、駐車場、駐輪場を設けます。あわせて、来園者の安全な動線確保や、天文台通りの交通環境への影響の抑制、選手の利用動線などを考慮し、駐車場を1か所にまとめ、滞留スペースも確保いたします。

なお、この基本計画の段階では、整備する各施設の機能と配置をお示しすることを主眼にしております。樹木の植栽など、より具体的な整備の内容につきましては、今後、設計の中などで施設の絵姿を市民にお示ししていけたらと考えております。

以上が施設配置の考え方の概要でございます。

少し飛びまして、19ページをお願いします。F C 東京からの提案を踏まえた現時点での想定スケジュールです。

令和8年度については、年内での用地取得のほか、基本設計、実施設計、造成工事に着手いたします。次に、令和9年度につきましても、施設の整備工事を進め、最終的には令和10年度第1四半期での供用開始を計画しております。

基本計画に関する説明は以上です。

緑と公園課長　　続きまして、資料3―2を御覧ください。調布基地跡地留保地自然環境調査報告書（概要版）となります。

本報告書は、東京都の東京における自然の保護と回復に関する条例に基づき、令和6年度から7年度までの2か年にわたり、本件計画地を対象に実施した自然環境調査の結果をまとめ、昨年12月に市の行政経営部から公表したものになります。

なお、自然環境調査結果につきましては、環境省及び東京都が指定するレッドリストに該当する、いわゆる重要種と位置づけられる保護すべき動植物につきまして、具体的な生息、生育場所を把握することにつながるなど、そういった状況を踏まえまして、取扱いには十分な注意を要する調査となります。

あわせまして、留保地の整備におきましては、本調査結果を踏まえ、環境保全上の措置をはじめ都条例に基づく協議など、必要な手続に適切に対応の上、整備工事を開始することとなりますので、御承知おきいただきますようお願いいたします。

それでは、3ページを御覧ください。調査内容につきましては、表にありますとおり、哺乳類、鳥類、爬虫類、昆虫類・クモ類、植物相、植生、大径木、景観の9つの項目を対象として、その調査スケジュールを4ページ、5ページに掲載するとともに、都条例に基づく具体的な調査方法に関しまして、6ページから13ページにかけまして掲載をしております。

次に、14ページを御覧ください。調査結果についてであります。

初めに、哺乳類調査では2種、アズマモグラとアカネズミを確認しております。

次に、15ページを御覧ください。鳥類調査では35種を確認しており、次ページの16ページ、表5に種別個体数を示しておりますが、具体的に最も多く確認されましたのはムクドリの188個体で、全確認個体数の約36.6%を占めています。次いで、ヒヨドリの61個体、シジュウカラの51個体です。

また、重要種としてヒメアマツバメ、コチドリ、オオタカ、モズ、オナガ、ベニマシコ、ホオジロ、カシラダカの8種であります。

次に、16ページの猛禽類調査では、トビ、サシバ、ツミ、オオタカの4種を確認しました。

なお、次ページに記載のとおり、猛禽類の営巣木調査では、営巣は確認されませんでした。

た。

次に、17ページの爬虫類調査におきましては、ニホンカナヘビ1種を確認しており、こちらは東京都のレッドリスト、絶滅危惧Ⅱ類の対象となっております。

次に、昆虫類・クモ類調査では、昆虫類283種、クモ類33種を確認しました。

次に、18ページを御覧ください。植物相調査では、全体で44目85科298種の植物を確認しており、具体的には表9に分類群ごとに示しています。その中で、表10に示しておりますとおり、重要種としては、マツバラン、ヤブサンザシ、ヤナギイノコヅチ、ノニガナの4種を確認しました。

次に、20ページを御覧ください。植生調査で実施した位置につきまして、次の21ページにわたり図7として示しております。

次に、22ページを御覧ください。植生調査では、森林植5区分、草地植生16区分、その他5区分の計41区分の群落を区分し、群落一覧を表11、現存植生図を図8として、24ページにわたり示しています。

次に、25ページを御覧ください。大径木調査では、12種259本の大径木を確認しました。最も本数が多かったのは、エノキ184本で、全体の約7割を占め、次いでヤマザクラ25本、ヤマグワ24本となり、この3種で全体の約9割を占めています。

次に、26ページから32ページまでにわたりまして、景観調査として、季節ごとに11か所の定点撮影した写真を示しています。

最後に、33ページを御覧ください。本調査結果を踏まえた環境保全措置の検討についてです。

まず、(1)の保全対象種の選定についてです。中段の表14に、確認した重要種について想定される影響と配慮すべき事項を整理しています。

哺乳類と昆虫類・クモ類については、重要種を確認されなかったことから、一般的な保全対策に努めることとしています。

鳥類につきましては、猛禽類を含む10種の重要種を確認しましたが、いずれも市内において一般的に見られる種であり、かつ個体数が多く、また、生息環境も隣接地域においても見られるといった環境に変化がないことに加え、猛禽類についても営巣、繁殖は確認されず、上空飛翔、休息であるといった調査結果に鑑みまして、影響はほとんどないと推察しております。

一方、爬虫類につきましては、ニホンカナヘビの移動能力を勘案し、事業の影響を受け

ることが推察されるため、生息環境の確保が必要であると考えられます。

次の下段の(2)にまとめておりますが、植物につきましては、重要種であるマツバランなどの4種につきましては、環境の変化による影響を受けると考えられることから、保全対策として生育環境の確保が必要としております。

なお、本件調査と直接関係することではありませんが、御参考に、周辺の自然環境の現況といたしまして、市内を流れる野川の水が昨年から減ることが増えてまいりまして、次の議題で説明をいたしますが、資料4—3の2ページに掲載しておりますので、御紹介をいたします。

自然環境調査の内容に戻りますが、以上の検討を踏まえまして、34ページ上段の表15を御覧いただきまして、保全対策をまとめた内容になります。

最後に、下段の表16におきましては、保全対象種以外の一般種を含めた具体的な保全対策として、全般的な配慮すべき方向についてまとめています。

本調査結果報告書の概要版についての説明は以上であります。現在検討しております基本設計及び今後予定しております実施設計におきまして、本調査結果を踏まえた保全策の実施に向けて具体的に検討していくこととしております。

議題(1)についての事務局からの説明は以上です。

高田会長 どうもありがとうございました。これから委員の皆様から今の案に対して御意見をいただきたいと思います。冒頭申しあげましたように、環境基本計画、私たちの委員会も含めて、ここ1年ほど議論して、こういう立派なものをつくり上げてまいりました。環境保全審議会ですから、この考え方に今の計画が沿っているのかどうかという観点からの御意見をいただきたいと思います。

基本目標1、水と緑の保全・再生を掲げております。①水の保全・再生、②緑の保全・創出というところがありますし、1—2は生物多様性の保全というところになります。

それから、基本目標2では、2—2、公害のない環境の維持、④に化学物質等への対策の推進というところがありまして、後で時間があれば補足したいと思います。人工芝というのは化学物質の放出源になりますので、そういう点からも御意見いただきたいと思います。

あとは基本目標3—1、二酸化炭素排出の削減についても、森というのはいろいろな生態系サービスを我々に提供するものですが、その中でCO₂の吸収、温暖化の抑止という

のも森の重要な役割になっていると思います。それが喪失するということがどういう意味を持っているのか、あるいはこの環境基本計画とどのように一致しているのか、齟齬があるのかという観点から御意見をいただきたいと思います。

では、手が挙がっている順番で、市川委員、お願いします。

市川委員　市川です。

私は、前回、第5回環境基本計画策定委員会の際は、留保地のことについてはよく存じませんでした。そこで、留保地に実際に足を運んでみました。そうしましたら、ちょうど大木のヤマザクラが満開で、ウグイスをはじめ様々な鳥たちがさえずる、多様性にあふれたすばらしい樹林でした。

そこで、今までになされた留保地の自然環境調査についての資料を、図書館のレファレンスサービスを使って目を通しました。思ったとおり、データで見てもすばらしい樹林でした。

2012年から13年にわたっての調査と、昨年度、2025年になされた調査、2つの調査の結果を見ましたが、人が双眼鏡を使って留保地周囲を半分ほど歩く調査と、2か所の地点での定点調査だけでも、オオタカ、サシバ、チョウゲンボウ、ツミ、キジ、ヒメアマツバメ、アオバト、コゲラ、アオゲラ、ベニマシコなど、先ほど話にもありました様々な鳥たちが見つけられています。

2012年の調査では、鳥類43種類、昨年度の調査はひとまわり簡易になっていますので35種類です。これらは朝の30分ほどの調査ですので、夜はフクロウやアオバズクも出るでしょう。そして、今頃は、カッコウやホトトギスも渡っていると思います。なぜなら、托卵相手であるオオヨシキリやウグイスも確認されているからです。つまり、自然調査だけではカウントされていない鳥類がまだまだいるということが容易に想像できます。

そのようなすばらしい樹林が存在しているということが調査でも分かっているにもかかわらず、昨年度出された「調布基地跡地留保地施設整備基本計画」では全く顧みられていません。なぜなら、エノキを主とする樹木の大方は切り払われ、地上にも地下にも張り巡らされている命の生態系が台なしにされてしまう計画が進行しているからです。

しかし、昨年度、ハンドルを切り間違えたのなら、またハンドルを切り直すことはできます。なぜなら、13年前、留保地の主担当が環境部の緑と公園課だった頃――今はスポーツ振興課ですー。少なくとも、自然調査に対しても今よりは真摯な姿勢が感じられる計画

になっていました。

例えば、当時の計画では、留保地周囲の緑が途切れないよう、大きく配慮されています。これは鳥類もそうですが、タヌキなどの哺乳類、またニホンカナヘビなどの爬虫類にとっても、緑地帯が途切れることなく、つながっているということは、命を保つ上でのレフュージア（避難場所）になり得ます。その上、樹木が周囲を豊かに幅広く囲ってくれているので、施設から出る騒音の防音にもなります。

2013年の計画では、スポーツ施設は北側だけで、南側の緑地帯はほぼ生かされています。当時の調査では、高さ3メートル以上の樹林は18種類832本です。約35.8%のエノキが主となる広葉樹林です。主に鳥が種を運んできた樹林ですので、実のなる木々が多く、それらの木々が半分は残されるということは、少なくとも様々な命の生きる場所を奪ってしまわないということにはなり得ます。

昨年度の「留保地施設整備基本計画」が目指している、「市民の日常生活の質を高める効果」、また、「多様な市民が参加できる」場所をつくりたいのなら、今ある樹林を最大限に生かす方向にハンドルを切り返す必要があると思います。

味の素スタジアムをはじめ、既にスポーツ施設は十分に存在しているにもかかわらず、さらに留保地の樹木を切り倒して、暑くて騒音に苦慮が必要なスポーツ施設をつくるより、私は例えば自然観察センターや、自然に囲まれた公の美術館をつくられるほうが、よほど多様な市民が参加できる、バランスのある魅力的な場所になると思います。

そのような意味でも、2013年、緑と公園課が主担当だった頃の計画をそのまま用いればよいということではありません。なぜなら、例えば当時の計画では、人工芝が一面に張られたサッカー場が計画されたりしていますので、マイクロプラスチック対策の面でも考え直が必要です。

私たちは昨年度、丸1年かけて「調布市環境基本計画」の策定に向けて話し合いを重ねてまいりました。みどり率の重要性も見てまいりました。環境基本計画の基本理念には、「すべての生きものが共存する地球環境を将来世代に引き継ぐ」とあります。「目指す環境の将来像」には、「緑と笑顔」を守り、育むともあります。何十年もかけて豊かに育まれたすばらしい樹林は、それだけで十分に稀少で、調布の誇る緑豊かな公園になり得ます。

そういう意味で、私は2025年度の計画には全く魅力を感じません。調布市は何を大事にしたいのか、目標を振り返って、勇気を持ってハンドルを切り返す必要があると思います。以上です。

高田会長　市川委員、どうもありがとうございました。事務局のほうから。

緑と公園課長　緑と公園課の渡辺です。

まず、冒頭でも御説明をさせていただきましたが、緑の機能についての認識としましては、都市の気候緩和効果などの都市環境の保全や景観形成、レクリエーションの増進に加えまして、生物多様性の確保といった豊かな都市環境の形成に重要な役割を担っていると考えております。そうした中で、施設の整備に当たりましては、現状の樹木に手を加える必要があるということは、市が平成20年に策定をした留保地利用計画においても同様であります。

一方で、先ほど説明をさせていただきました資料3－1の施設整備基本計画におきましては、現存の植栽も活用するとしておりますとおり、自然環境調査で説明をしました植生、大径木の調査結果に基づきまして、現在取り組んでおります基本設計の中で、樹木の健全度調査を踏まえまして、樹木の移植や残地の検討と併せて、新たに植樹する樹木を検討しており、今後、生物多様性の保全の観点からも、市域全体の広域的な視点で、いただいた意見を参考に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

高田会長　市川委員。

市川委員　市川です。

昨年度調査を落札された業者さんによる、「事業実施が与える影響はほとんどないものと推察される」という鳥類に対するコメントには、非常に疑問を持ちました。

2012年から13年の担当業者さんの調査では、夏には夏鳥、秋には渡り途中の旅鳥、冬は越冬のために冬鳥の飛来する場所で、水辺らしい水辺がないにもかかわらず、カワウやダイサギ、アオサギ、コチドリなども確認できるということで、それほどまでに水辺の緑も減って、留保地の樹林が鳥類の生き延びるための避難場所になっていることは容易に想像できます。

たとえ「営巣や繁殖」が確認されなかったとしても、毎回の調査で、なぜオオタカが確認されているのかといえ、高い木があつて、たくさんの小鳥が生息しているからです。

キツツキ類にしても、アリスイのような珍しいものも確認されていますが、なぜ多く生息しているのかといえば、樹林性のオオミズアオをはじめ、多種多様な昆虫類が生息しているからです。虫は草、草は土、土は木、木は鳥・・・と様々につながり合っている生態系の豊かさが容易に推察されます。

ですから、猛禽類の子育てがほんの短時間の調査で確認されなかったからといって、鳥類が生活していないというわけではありません。日々の食料を摂取したり、安心して寝たり休息したりしている場所です。「鳥は飛んで行けるから問題ない」という論理は成り立ちません。人間は歩いて行けるから、生息場所を奪っても問題ないと言っているようなものです。

そういう意味で、2025年度の調査を基にした判断には、ひょっとして結果ありきなのではないかと疑問に思えるようなところがあります。

高田会長 ありがとうございます。事務局のほうはよろしいですかね。

生物多様性の維持というのは、木が本数あればいい、ある数があればいいというのではなくて、ある固まりとして、そこに木とそのほかの動植物が一緒にあることによって多様性が維持されますので、今回の計画のように、今ある森林を1回全部切ってしまうということをしたら、幾らその後、木を断片的に植えても、分散させて10%、20%木が確保されても、この多様性が失われてしまうことは、今、市川委員が言いましたように明らかなことではないかと思いますので、そういう点で、生物多様性の保持、あるいは増進という基本計画の考え方とこの計画はちょっと合っていないのではないかと考えております。

ほかに委員の皆様から御意見、関森委員、お願いします。

関森委員 関森です。

先ほど市川委員がおっしゃられた内容は、私もよく分かります。

この説明をいただいてから、その現場に行って見てまいりました。あの緑の鬱蒼とした中に、たくさんの生き物が生息しているのだな、これをなくしたときに、どこへその子たちは行くのだろうかということが一番頭にありました。

都市の中の緑というのは本当に難しいですね。うちも農家をやっておりますけれども、相続が発生すると、いや応なしに畑が住宅に変わっていきます。

今回のこの緑の大きな森も、いずれかは、この計画でいうと、ほとんどがなくなってし

まうような状態かなと思っております。

私も、今までここまで計画が整ってきた中で、自分の気持ちを言えば、自然とそういう鳥類との共生というのも大事かと思っておりますし、そうかといって、いろいろなスポーツ施設とか防災関係を今度計画されておられるようではすけれども、なかなか難しい判断だなというのが私自身の気持ちです。

あの森を見たときに、ちょっと涙が出ました。

以上です。

高田会長 どうもありがとうございました。相続等で民間の土地、農地等の維持がなかなか難しい中で、こういう相続と関係ないような緑は残せるなら残してほしいという主旨の御意見かと理解いたしました。

ほかに委員の皆様、ございますでしょうか。大川委員、お願いします。

大川委員 大川でございます。

調布市のみどり率を向上するという、基本計画にも33%を34.1%に上げていくという計画がありますけれども、そのための主な手段としては、公共用地を緑化していくということがあると思うのですが、その理想的というか代表的な例として、今回の基地跡地の整備計画が位置づけられればいいなと思っております。

その視点で見ますと、私が気になったのは、天然芝フィールドが2面もあってすごいいなと思ったのですが、人工芝グラウンドもあるということで、どうしてこれも天然芝グラウンドにできないのかと疑問がありました。天然芝フィールドにすることによって、みどり率も向上していくと思いますので、そういうことができないかどうか、検討をもう一度していただければありがたいと思います。

補足ですけれども、公共フィールドの例として、例えば小学校のグラウンドがありますが、今、ほとんどの小学校は裸地ですけれども、そこを天然芝で覆うというようにしていけば、みどり率が改善していくのではないかと思います。

現在、調布市内の第二小学校が完全天然芝フィールドでやれていますので、そこを参考にしながら、今後、小学校のグラウンドを天然芝で埋めていくことができればいいと、個人的な希望ですけれども、思っております。発言させていただきます。

高田会長 どうもありがとうございます。森下委員、お願いします。

森下委員 森下です。

私も市川委員、関森委員と同じように現地に行ってきました。どうでしょうかね、調布市役所の方々も行かれていますかね。

正直、この議題が出るまで、前回もちょっとお休みさせていただいたこともあって、知りませんでした。こういう跡地が昭和51年から開放されて、ずっとほったらかしにされて、これだけの自然が蓄えられた場所だということも知りました。それで、F C東京ともう話が進んでいるということも同時に知りました。

そこで、ちょっとこの問題というか気になることというのは、「ほっといた土地が、急展開で、今回、F C東京と手を結ぶということに、市民が知らされていないまま、進んでしまう可能性があるということに、気づいた人間は疑問を持つ」という案件だと思います。ちょっとややこしい言い方になりましたけれども、それが1つ引っかかるところ。

それと、何でここまで急に判断をしなければいけないのかというのが次の問題だと思います。2023年から2028年、2028年にもう着工という計画で動いていますよね。

環境問題というのは、皆さんおっしゃったように、ここは環境の場ですので、今、急激に環境問題って崩れてきていますよね。去年と同じ猛暑がまだ続くのか、もっと超えていくのか、それに対してどうすればいいのかというのを、過去の事例が成り立たないような状況が今の環境問題だと思います。

市川委員がハンドルを切り直せと言われたとおり、環境問題では常に左右と切っていかなければいけない問題なのではないかと私は思っております。

本当に柔軟な態度というのが必要で、この問題に対して、今回、調布市の担当というのが多部署にわたっていますよね。行政経営部、総務部総合防災安全課、そして環境部緑と公園課、都市整備部まちづくり推進課というのが複数で担当しているということで、この環境部緑の公園課として、どういう意見を出していくかというのが非常に大切な局面にいると思います。

市川委員が言っていた、過去の主導権を持っていたときのものをベースにつくり直していくのもあるでしょうし、市の方針というのは、その後、部があって課があってという骨組みをつくって、私たちも一緒につくっていますけれども、実際、最後はそこに住んでいる人たちがいかに共有できるかだと思うのです。

私たちは本当に年4回の会議しかしていません。ただ、現地に住んでいる人は、毎日の散歩道だったり、思い出の場所だったり、帰りたくない場所にしてしまったらいけないわけです。

この環境というのを、私も壮大な森がこんなところに隠れているとは知りませんで、本当の自然の分析をしたほうがいいのではないかとというのが次の話で、この調査がどちらに依頼されたかというのと、その調査結果はいいとして、いいというのもあれですけども、分析というのはしっかりと専門家にしてもらうべきではないかと思います。

調布市では、神代植物公園というのがあって、植物では神代植物公園、昆虫、鳥に対しては生物多様化センターとか、昆虫に関しては多摩動物園になってしまうのですかね。多摩エリアの専門家、多摩の地域を知っている専門家にやはり見ていただくというのが正解なのではないかと思います。

あと、調査も、市川委員が言われていたように、季節を変えたり、昼も夜も変えたり、地点を変えないと、本当の動物の行動というのは調査できないと思いますので、急巻きにやる必要が何でだったかは分かりませんが、自然の調査に対しては定期定置観測というのをしっかりやるべきだと思っております。

取りあえず以上です。

高田会長 ありがとうございました。では、塚松委員、お願いします。

塚松委員 塚松です。

私、この跡地の結構近くに住んでおまして、当然、散歩でもずっと見てきたものなのですが、この計画自体、私もこの委員になっていなければ知らなかったのかと思っていて、今日の市川委員、関森委員含めた話を私もとても共感しております。

とはいいながら、市民の立場で言うと、私個人はその近隣に住んでいて、今も十分なスタジアムとかの施設があるので、十分な騒音も受けていまして、生活に結構支障を来している中で、これ以上かというのは正直な思いがある一方、当然、F C東京のファンの市民の方もいらっしゃるという中で、そこでは多分、意見がいろいろあるのかとは思いますが、少なくともこの計画については、F C東京ベースの計画しかない中で、市が意思決定するのも、やはり進め方としておかしいのではないかと思います、これは市政がかなり問われているのかと思っています。

今日の市川委員のプランというのも、私としてはすごく魅力的というか、美術館があったりとか、今の生態系を維持するという前提でどんな公園がつかれるのかみたいなプランも聞きたい市民もいるかと思うので、私としては、やはり計画を見直して、もう少し複数の選択肢を市から提案するという進め方が、正しい進め方ではないのかと思っています。

以上です。

高田会長 ありがとうございました。では、新保委員、お願いします。

新保委員 新保です。

調布市として、スポーツ、文化を後押しするということも重要なことの1つだと思うのですが、配置計画を拝見したときに、ほとんど緑がなくなっているような状況になっています。自然環境調査報告書（概要版）の34ページに保全対策検討というのがありますが、私は緑とか動物の専門家ではないので、よく分からないのですが、この緑の残り方でこういう保全対策ができるのかというのが、ちょっと疑問として感じました。

以上です。

高田会長 ありがとうございました。では、水越委員、お願いします。

水越委員 水越です。

昨日、事前説明を伺って、中身については、その前に比べると非常に理解が深まった気がしております。皆さんおっしゃることも、私もそうだなと非常に思っています。

私もサッカーファンなのですが、プロサッカーチームが自分の練習場として確保すると、天然芝の実際の大きさのフィールドが2面は絶対必要みたいですね。さらに、そこそこの広さのクラブハウス、トレーニングルームとかいろいろ入っています。そういうものが使えないときに、さらに、この計画だと、人工芝のところをいつか使いたいという要望がある。ですから、サッカーチームから見ると、多分これはミニマムリクワイアメントぐらいの広さの施設だと思うのです。

それをここに当てはめると、見ると、6割から7割ぐらいF C 東京のためのエリアというように感じるので、逆転していればまだ、全体の2割ぐらいをF C 東京が使うというのなら、ふうんと思うのですが、どう見ても、台形の広いほうですから、多分面積的

には6割とかそのくらいはF C東京が使ってしまうのかという感じですよ。

そうなりますと、片や、F C東京という有名なチームが来れば、調布というネームバリューは多分かなり上がると思いますし、いろいろ経済効果も含めてプラス面もそれなりにあると思います。

そうすると、そういう意味での市の発展と、せっかくここまで育ってきた自然のエリアを、ひどい言い方をすると犠牲にしてしまうのか、その両てんびん、どっちを取るのですかという、まさにそのかじを切る段階だと思います。

それについて、今、委員の皆さんも、急にきて、今年、具体的計画を立てて、来年着工というのはどうなのと疑問を持つのは非常に自然なところだと思いますので、事業を進めたい立場から言えば、そういうスピードなのでしょうけれども、これを実行するにしても、やはり市民の大多数の人がそうだねというには時間が必要だと思いますので、これ自体、私は絶対反対ではないのですが、反対ではない人が多数なのか、反対の人が多ければやはりやめるべきだし、ちょっとそこら辺の時間が必要なのではないかと思いました。

以上です。

高田会長 ありがとうございました。では、手が挙がっていましたので、奥委員、お願いします。

奥委員 奥です。

環境保全審議会ですので、環境の観点からの意見のみにとどめますが、まず、自然環境調査は、都条例で求められているところなので、2年間にわたって調査されて、その結果がまとめられているというのは、1つの成果として、しっかり踏まえるべき内容はあるのだろうと思いますけれども、先ほど市川委員がおっしゃったように、それ以前も、調布市としては調査もされてきていて、データの蓄積があるわけで、しっかりと既往の調査、既往研究も含めて、これまでやられてきた調査の内容も全部踏まえた上での、このエリアの生物多様性の状況ですとか、価値を判断する必要があるのではないかと思います。

あわせて、そこに生息している動植物、植物は移動できませんけれども、特に鳥類は当然移動しているわけで、そうすると、この周辺にある緑だとか水とのネットワークといたしますか、今回の計画対象地だけにとどまっているわけではなく、周辺の緑地なども活用しながら生きている、生息しているわけで、そういう意味では、少し引いて見ていただいて、

周辺にある緑や水辺とのネットワークの中で、このエリアの位置づけだとか、意義だとか、価値だとかは判断していくことが必要だと思います。

これは、環境影響評価をする際にも、ある意味、求められている考え方ですので、いわゆる生物多様性もネットワークの中で全体として形成されているものですから、この計画地の中だけ見ていればそれでいい、正しい評価ができるというものではないというのがあります。

それと、すみません、何点か申しあげますが、先ほどもありましたように、味スタもあるし、この周辺には様々なスポーツ施設もあるという中に、今回の計画がそのまま具体化されるとなると、累積的、複合的な影響が当然想定されるわけなので、現況を前提とした上で、この計画がさらに上乘せされたときの、特に交通渋滞ですとか騒音だとか、それから大気汚染もあるでしょうし、安全性の確保の問題もあるでしょうし、様々な環境負荷の影響は、累積的、複合的な影響というところでしっかり見ていただく必要があるし、そのための保全策、対応策として何をするのかというところも考えていただく必要があると思います。

先ほど御意見ありましたけれども、このエリアで、計画を先ほど見せていただいたときに、自由広場ですか、西町公園に隣接するところに少し緑が確保されるような絵になっていて、それ以外の緑化計画はまだこれから検討していきますというお話ではありましたけれども、いずれにしても、この対象地域の中だけで、自然環境調査の34ページに記載されている保全対策全てが恐らく収まるわけではないはずなのですね。

そうだとすると、ではどのエリアでこういった保全措置、例えば植物を移植するといったときにどこに移植するのか。それで果たして本当にしっかりそこに定着して、この生物種が保全されることにつながるのかといったようなところは、この計画の中だけでは完結しない話なので、そこも含めてしっかりと今後示していただく必要があるかと思います。

保全措置の基本的な考え方は、環境影響は回避するというのが当然、第一なのですけれども、それができない場合は軽減するし、それでも駄目なら、代替措置を別のところでしっかり講じていくということなので、今回の場合は、多分、代替措置まではかのエリアも含めて検討しないと、ここでお示しいただいているような保全措置が十全に講じられるということは難しいのではないかと思いますので、そこも含めてしっかり御検討いただいて、今後示していただきたいと思います。

そういう意味では、東京都のアセス条例の対象にはこの規模ですとならないので、自主アセスに相当するようなことをしっかりと調布市としてやっていっていただくということ、既にその一部には取り組まれているわけですから、この自然環境調査もそうですし、保全措置の検討というのもそうなので、今後計画がより具体化していく中で、しっかりと定量的な影響評価を、様々な環境項目、想定される関連する環境影響評価項目をしっかりと押さえていただいて、調査をした結果を踏まえた十分な保全措置を検討していただくと、いうことをぜひお願いしたいと思います。

以上です。

高田会長 ありがとうございました。

一通り皆さんの御意見も出していただいたので、私もちょっと意見を言わせてもらいます。

今、奥委員のほうから回避というのが出ました。防災対策というところで1つ機能を持たせているということですが、その前に、まず、減災の機能が森林にはあるということも考える必要があると思います。

森があればCO₂を吸収して、それで温暖化を抑止する方向で、温暖化が少し抑止されれば、大規模な集中豪雨も減ってくるということになるので、減災につながってくると思います。そういう意味で、防災機能を持たせるのはいいのですけれども、その前にあるべき減災機能としてのCO₂の吸収能が、この木の量がどう見ても8割から9割は減ってしまいますので、ここは全体から見れば微々たるものかもしれませんが、CO₂の吸収能が減ったということで、減災どころか増災の方向に今回の開発がつながってしまうということになる点に一番大きな懸念を感じます。森を切って増災し防災施設に予算をつけるより、森を守って減災するべきだと思います。

もちろん森が提供するサービスは、市川委員やほかの委員も言われるような、多様性の維持というところで非常に重要なところがありますが、もう一方で、災害との関係でいうと、森林というのは大事な減災機能を持っておりますので、樹木の本数が減ってしまうということは大きな問題だと思います。

それから、事務局のほうで少し言及されましたが、資料4―3の2ページ目にある写真、野川の渇水ですね。水がかかっている状態が今続いております。最近の雨で一部復活してきておりますが、雨で復活してきている理由は、雨が降ったということよりも、雨が降るこ

とによって地下水が涵養されて、それで地下水位が上がって、川からの水のしみ込みが減るので、喝水が少し緩和されるというところになります。水の循環というのは非常に大事ですので、水を地下に浸透させるということが、この地域全体での水の循環を考える上で非常に重要なことになります。

テニスコートであるとかサッカーグラウンド、こういうものにしてしまうと、地下への水の浸透が抑制されるのではないかとということが懸念されて、これもこの計画が持つ1つの問題点だと感じております。

事前に事務局に伺いましたところ、地下への水の浸透は考えているという、これから考えるべきことであるということは伺っておりますが、では、その地下に浸透する水の質自体、大丈夫なのかというところがあります。

そこで出てくるのが、人工芝のグラウンドというところになります。人工芝というのはプラスチックで作られておりますので、それが摩耗と、紫外線に始終さらされておりますので劣化して、マイクロプラスチック、さらにはもっと小さなナノプラスチックになって、トラップしてもトラップし切れないものになりますので、水環境汚染、野川を汚染するということにもつながってきます。

もう一つは、始終紫外線にさらされておりますので、紫外線による劣化を抑えるための薬剤、化学物質、紫外線吸収剤がどうしても必須になってくるところになります。私たちも人工芝中の紫外線吸収剤の測定を独自に行っておりますが、確かに紫外線吸収剤が検出されております。中には、ストックホルム条約という条約で規制されているような物質も、人工芝から検出されているというところになります。

それに加えて、撥水効果を持たせなければいけないということで、P F A S も人工芝から、検出されるというところになります。雨が降れば、そういうものが雨に洗われて地下に浸透していく。それで地下水のP F A S 汚染、地下水の化学物質汚染を招く可能性があるというところで、この計画は、私自身、専門家の立場から大いに懸念しているところがございます。

調布の地下水のP F A S 汚染については、調布市も独自にずっと防災用の井戸を調べておりますが、決して検出されていないわけではございません。ほとんどの井戸からP F A S は検出されている。基準ぎりぎりのところもあるというのが実際のところでありまして、ここに新たな負荷が加われば、その基準を超えてしまうこともあり得ることになりますので、そういう化学物質汚染という点、P F A S 汚染という点でも、今回の計画とい

うのは懸念されているところであります。

以上３点、CO₂の吸収能が削減されてしまうという問題、雨水の浸透という問題、それから化学物質汚染という点で懸念をしているところです。

あと１点、言い忘れましたが、PFASにしても、紫外線吸収剤にしても、マイクロプラスチック、ナノプラスチックにしても、地下に浸透するだけではなくて大気中にもそういうものが出てくるということがありますので、選手、それから住民、周辺住民への人工芝由来の化学物質の大気を通した汚染も懸念されるということになってくると思います。

あと、私の意見のほかに、今日御欠席の齊藤委員、それから山下委員からの意見があるということなので、事務局から御紹介をお願いいたします。

環境政策課長補佐　それでは、本日御欠席の委員お二方からも御意見を承っておりますので、皆様に御紹介させていただきます。

初めに、山下委員からの御意見です。

１つは、この施設の整備によるCO₂の収支について示すべきということであります。これは、樹木による吸収量を含めたCO₂の排出量と吸収量で収支を試算するという事です。さらに、施設整備によるものだけでなく、施設がオープンした後の維持管理も含め、整備する施設全体を通し、何年で実質の収支をゼロに戻せるのかということになります。

また、伐採した樹木についても、焼却により処理してしまえばCO₂を排出することになってしまうため、その活用方法も検討すべきというものでした。

さらに、このCO₂収支と併せ、施設における脱炭素の取組も加え、再生可能エネルギーの活用など検討していただきたいとの御意見でありました。

続いて、齊藤委員からは文面でコメントを頂戴しておりますので、事務局から代読させていただきます。

１、環境部で作成した環境基本計画でも重要な部分である緑被率について、ただでさえ民有地の売却により農地や林野が減少しており、環境基本計画の中でも緑の保全と創出を大きな柱としているにもかかわらず、環境部自ら６ヘクタールもの土地を何のためらいもなく計画、設計するとは矛盾が大き過ぎる。

２、調布の今回の計画地周辺には、既に味の素スタジアム、武蔵野の森スポーツ施設、さらには飛行場沿いに野球グラウンド、味スタの東にも施設があり、全国的に見ても都心の一等地にこれだけのスポーツ施設が集まっているところは類を見ないと思う。にもか

ならず、さらなる施設を、しかも特定のチームのために、かつ市の財源を使ってつくと
は常識的には考えられないような計画である。他の施設も若干は計画されているようだが、
基本的に特定の団体、また人々のためにつくることには変わらない。

3、市内の緑の大半は神代植物公園と深大寺、そして、都立農業高校の神代演習場の土
地である。現在、市保有の緑地は、小さな公園こそたくさんあるが、まとまった土地はな
い。このときこそ、多様な利用・活用ができ、しかも緑を保全でき、大災害時には市民の
避難場所として活用できる、地域内には通路やトイレ等の設備等、最小限の構築物とし、
ニューヨーク中心部にある公園、セントラルパークとまではいかなくても、市内外の誰も
が気軽に利用できる自然豊かな公園にしておくことが大事であるとする。

スポーツ施設をつくり、特定の人だけが利用するよりは、不特定多数の市内外の人たち
のためのほうがはるかに意義があり、市の財源の無駄遣いもないとする。

書面では以上となりますが、このほか、自然環境調査報告書で取り上げた希少種のマツ
バランの保全については、特殊な生態であって、単独では生きていかれず、移植や少数の
樹木を残すだけでよいということではないので、保存は慎重に進めるべきとの御助言もい
ただいております。

欠席委員のコメントの紹介は以上です。

高田会長 ありがとうございました。ランが御専門の齊藤委員からの非常に貴重なコメ
ントであったと思います。どうもありがとうございます。

欠席の委員も含めて委員の皆様から多数御意見をいただきました。今回の現行計画に対
しては、環境基本計画、環境審議会の考え方とは異なっているものであるという意見が多
かったと考えております。こういう御意見に対して環境部長から一言コメントいただけれ
ばありがたいと思います。

部長、お願いします。

環境部長 環境部、窪田でございます。

本日は調布基地跡地留保地施設整備基本計画に関しまして、委員の皆様から幅広い観点
で御意見、御助言を承りまして、ありがとうございました。

ほとんどF C東京の施設だという御意見であったり、あとは、近隣市民の生活環境や環
境への影響等、御意見をいただきました。

どれぐらいF C 東京がこの施設を使用するかをスポーツ部門にも確認しておりますが、例えば整備計画の13ページに配置図がございますが、こちらについては、天然芝フィールドが2面、それから（仮称）運動施設棟がございますが、こちらはF C 東京が主に使用し人工芝グラウンドも、市民利用と併せて、F C 東京も一部利用する計画と伺っております。そのほか、多目的コートやテニスコートについては市民利用というところで、スポーツ部門から伺っております。

本計画については、平成20年3月に策定しました利用計画において、防災・スポーツレクリエーション機能を有する都市公園として整備することとしております。

今回、平成20年に策定した調布基地跡地留保地利用計画を踏まえて、社会情勢やF C 東京の提案も含め、新たに時点修正した整備計画となっております。その中で、都市公園としての整備となりますが、都市公園としての多面的な機能という観点での計画となっております。

防災面で御紹介しますと、防災機能については、災害時における近隣の住民の方や帰宅困難者の一時的な避難場所として、こういった天然芝フィールド等の御利用や、また市内の各施設等への物資輸送拠点、応援物資等の保管等ができる大規模な備蓄場所として、人工芝グラウンドや、テニスコート、多目的コートを使用する内容となっております。そういった防災の視点での整備計画となっております。

既存の避難所の小・中学校の防災備蓄倉庫では、避難者への必要な物資の供給は十分ではなく、外部からの物資の受入れの必要が生じてきます。災害時の初期段階で、国がプッシュ型の支援というのがございますが、その被害想定に当たり、避難者、帰宅困難者の必要となるものをプッシュ型で物資が搬入され、それを受けるところとなります。防災備蓄倉庫と併せての活用というところで、そんな視点での整備でもございます。

そういった状況での活用という点での施設整備計画となりますので、改めて御案内をさせていただきます。

市から説明をさせていただいておりますが、自然環境調査に加え、今、委員の皆様から水循環、また脱炭素、化学物質や交通量などの環境面の側面や、市民に開かれた施設、またスポーツ施設としての需要、市のその他の計画との整合性、計画地周辺の施設による影響も含めた複合的、累積的な視点、さらに、当該計画地だけではなく、広域的な全市的な視点により緑をネットワークとして捉えていくことなど、この発言のみではございませんが、多角的に検討していく必要があると捉えております。

本日いただいた御意見につきましては、我々環境部だけにとどめることなく、市として現在連携をしております関係5部を中心に共有することはもちろんですが、本件整備を協働で進めておりますF C東京とも具体的な内容を共有し、都市公園の多面的機能を市民に御享受いただける施設になるように、皆様方の意見も含めて生かしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

環境部次長　　すみません、部長の後にコメントさせていただくのも異例なのですが、皆様方から熱い思い、こういう場で御発言されるというのは非常に勇気のある中での御発言だと思っておりますので、その勇気にも感銘しまして、ちょっと私からも感想めいてしまうかもしれませんが、発言をお許しいただければと思います。

正直、ちょっと時間の制約のある中で、次の議題もありますので、簡潔にとは思いますが、皆様方の御発言についてそれぞれコメントしたいことはたくさんあるのですが、ちょっと2点だけ、今後のことも含めまして、補足的ではありますが、追加で皆様にお知らせができればと思っております。

1つが、これは令和7年12月に基本計画、それから自然環境調査と公表、報告をさせていただいた中で、今、公表できるものがここまでということなものですから、特に基本計画の主眼といいますか中心としましたのが、まず、この6ヘクタールという大きな土地を、市民の皆様はどう利用いただくのが一番望ましいのか。その中で、F C東京との連携ということもありますが、この基本計画でお示しできているのが、主にはこの都市公園に備えるべき機能だとか位置までになっておりますので、今日も様々な御意見、アドバイスをいただいたところですが、緑をどのように配置するのかですとか、そういったところが全く示せていないというのは、図面上はそうなっておりますけれども、そこは余白も含めて全く検討していないということではありませぬので、基本設計の中で今しっかり検討しているということが1点です。

ですので、今後、今日アドバイスもいただいたと思いますので、市として市民の皆様を示すべきことというのは、よく精査をして出していきたいと思っております。

それから、庁内の検討体制についていろいろな御意見、あるいは感想を頂戴したところですが、市としましては、平成20年にまとめました利用計画においても、防災・スポーツレクリエーション機能を有する都市公園として整備する、ここの基軸は今回の計画

も変わっておりませんので、従前から庁内体制としては冒頭に御紹介しました５部、環境部に加えまして行政経営部、生活文化スポーツ部、総務部、都市整備部、ここの庁内検討体制は変わっておりません。５部連携の下で市としての方針を示しながらやっているということで、どこか特定の部署が主導しているということではありませんので、環境部は環境部の使命を持って臨んでいるということで、皆様にも御理解いただければと思います。

ちょっとお時間を取って恐縮でしたけれども、以上でございます。

高田会長 ありがとうございます。委員のみなさんからいろいろ御意見が出た割には、初めの御説明と同じことが、最後、繰り返されたかなということで、ちょっと残念なところではありますが、時間もありますので、次の議題に進みたいと思います。

くれぐれも、今回の審議会ではほとんど全ての委員から留保地の現在の開発計画については否定的な意見が出たというところは、この次の５部での会議のところで御紹介いただければと思います。

では、本件について委員の皆さんに多くの御意見いただいて、本当にありがとうございました。今回出ました本審議会での皆さんの御意見は、ぜひ市の関係部局で共有して、生かしていただければと思います。

それでは、議題の２、令和８年度環境部主要事業について御説明をお願いします。

こちらは、各課の説明が全部終わりましたら一括して御意見、御質問を受け付けます。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

環境政策課ゼロカーボンシティ推進担当課長 環境政策課ゼロカーボンシティ推進担当課長の高橋です。環境部の主要事業につきまして、まず総括的に御説明をいたします。

資料４－１を御覧いただければと思います。令和８年度の取組方針という表題がついた資料でございます。お手元で御確認できているようでしたら説明させていただきます。

令和８年度は、市民の安全・安心の確保を第一に捉え、新たなスタート年次となる環境基本計画や、関連する各計画に掲げた取組を確実に推進いたします。

取組の実施に当たり、資料に記載しております３つの基本方針を定め、取組を進めることとしております。

まず、方針１、脱炭素・循環型社会への転換に向けた施策の推進として、環境基本計画の目指す将来像「ともに守り、ともに育む 水と緑と笑顔がおりなす持続可能なまち 調

布」実現に向け、計画に掲げる各施策を着実に推進します。脱炭素社会の実現に向け、気候変動アクションプログラムに基づき、市が率先的な行動を示すとともに、広報、啓発を図りながら、広く市民、事業者の脱炭素行動を促進します。循環型社会の形成に向けて、さらなる３Ｒの推進を図ります。

次に、方針２、豊かな自然を保全し、活用するまちづくりの推進として、調布市に残る豊かな自然環境を次世代へ継承できるよう、深大寺・佐須地域における環境資源の保全・活用、公園・緑地、崖線樹林地の保全・整備など、水や緑を生かし、自然と人が調和する、安らぎのあるまちづくりを推進します。生物多様性の保全に向けて、環境学習、イベントを通じた意識啓発や、市民、事業者、地域との協働による取組を進めます。

最後に、方針３、安全・安心のまちづくりの推進として、下水道や廃棄物処理等の生活インフラを維持できるよう取組を進めます。下水道事業では、下水道ストックマネジメント計画及び下水道管路の全国特別重点調査に基づく施設の老朽化・劣化対応を図るとともに、雨水管理総合計画に基づく浸水対策を推進します。廃棄物処理では、ごみの適正排出による収集車両、処理施設の火災予防対策を推進し、廃棄物処理の安全稼働を図ります。公園等の維持管理については、公園・緑地の倒木防止対策、崖線樹林地の土砂災害防止策など、市民の安全・安心の確保に向けた取組を推進します。

令和８年度は、この３つの方針に基づき、環境部各課において取組を進めてまいります。

続きまして、資料４－２をお願いいたします。令和８年度環境部主要事業と書かれた資料でございます。こちらの資料は、令和８年度予算編成に当たり作成した資料を活用させていただいております。

この資料では、下水道課を除く環境部各課の令和８年度の取組方針及び検討課題と、令和８年度の新規・拡充内容を取り上げております。今回は、この中から事業をピックアップして、この後に各課から御紹介させていただきます。

環境政策課長補佐　それでは、環境政策課、穠山です。よろしくお願いいたします。環境政策課の事業について御説明いたします。

まず、資料４－３をお願いいたします。よろしいでしょうか。

初めに、深大寺・佐須地域の里山、水辺環境の保全・活用について御説明いたします。

こちらの地域においては、令和８年度も、都立農業高校と連携した散策会等の実施、神大寺・佐須地域、農の風景育成地区内の公有地における農業体験や環境学習イベントによ

り、この地に残る里山の現風景の保全意識の醸成を図ってまいります。

そのうち、昨年度に公有地化した農地の活用についてですが、御覧いただいている1ページの右側最下段のオレンジ色の見出し、令和7年度に公有地化した農地の活用の部分を御覧ください。令和8年度は、農地としての利用に適した土地への改良を行いながら、近隣児童館の児童、保護者を中心に、市民向けの環境学習の場として活用していきます。これに加えて、地元農家、市内事業者、市で連携し、地産地消農業の実証実験を開始いたしました。

具体的には御覧いただいている資料の3ページ目、その中の左上、黄色の四角囲みの文章があるところの3番、取組内容の(4)に記載してあるのですがけれども、ここに記載のとおり、地産地消の実証実験を行っておりまして、内容としましては、市と連携協定を提携しているホッピービバレッジ株式会社及び地元農家で組織するチームと連携し、ホップ栽培による実証実験を開始し、4月に苗の作付を行ったところです。植えた苗は、現在順調に育っているところです。将来的には収穫ホップの製品化を目指して取り組んでまいりたいと考えております。

それと、2ページ目の下段に野川の状況の写真があると思います。こちらは最近の写真に掲載しています。こちらも参考までに情報提供なのですがけれども、野川の瀬切れについては過去にも何度か発生しております。

東京都では、現在、野川の河床整備工事を進めておりまして、今年度は国領付近において整備を行うと伺っておりますが、その中で東京都は、瀬切れ対策として河床に粘土層を設置することとしておりますので、この点も御案内をさせていただければと思います。

資料4―3の説明については以上となります。

環境政策課ゼロカーボンシティ推進担当課長補佐 続いて、ゼロカーボンシティ実現に向けた令和8年度、今年度の主な取組について御説明いたします。資料番号は資料4―4となります。

では、2ページを御覧ください。こちらは取組の全体像です。

次の3から8ページまでは主な取組を記載しておりまして、また9ページ目には、参考として調布市ゼロカーボンシティ宣言以降の市の取組の状況を図で示しております。今回の説明では、2ページ目によって説明をさせていただきますので、後ほど御覧いただければと思います。

では、2 ページについて説明いたします。

まず、国・東京都の動向についてです。令和8年度から、脱炭素・エネルギー分野に関する国や都の取組が本格化する年度となっております。

国については、令和12年度までの5年間を、地域における脱炭素化の加速化に向けた実行集中期間、地域脱炭素2.0とし、新技術の導入やエリア単位での脱炭素化を進める取組などへの支援を予定しております。

こうした動向も踏まえ、市では、気候変動アクションプログラムに基づき、計画初年度の事業を展開してまいりたいと考えております。

その下の黒い四角、令和8年度の主な取組について御説明申し上げます。黄色い色塗りの部分は新規・拡充事業となっております。

I、市の率先的な脱炭素化の取組の実践の①については、公共施設の照明の一括LED化に向け、蛍光灯の残数等の詳細調査の上、実施方針を決定するものとなっております。

②の次世代型太陽光電池については、薄く軽く曲がる、そういった特徴を有するペロブスカイト太陽電池が開発段階から実用段階に移行しつつあります。そんな中、国、東京都、事業者、電気通信大学と連携し、市内での活用可能性の検討を進めてまいります。

続いて、Ⅲ、気候変動に対する適応策の⑤熱中症対策では、民間施設とクーリングシェルトターでの連携協定などを進め、官民連携により熱中症予防に向けた普及啓発を推進いたします。

最後、Ⅴ、産学官民連携によるオール調布での取組の推進においては、次期計画の実効性の向上に向け、ゼロカーボンに関するワークショップやセミナーを定期的を開催するなど、市民、事業者等の多様な主体と共に考え、脱炭素行動の実践を広げていく取組を推進してまいります。

ゼロカーボンシティに関する説明は以上です。

環境政策課生活環境担当課長 次に、資料4―5、令和8年度における生活環境担当の主な取組について御説明いたします。

初めに、快適な空間の確保を目指した都市美化の推進についてです。

令和8年度におきましても、美化推進重点地区を核として、地域住民や事業者と連携した清掃活動、いわゆるクリーン作戦の継続実施や、地域住民が自主的に行っている地域清掃を支援するなど、市民、事業者との協働によるまちの美化を推進してまいります。

あわせて、ごみのポイ捨て防止や喫煙マナー向上に関する啓発を継続実施するとともに、道路、河川や公園などの公共の場所でのハトなどの鳥類への餌やりを禁止する規定を設けるため、昨年度、都市美化の推進に関する条例の一部改正を実施し、本年４月から施行しております。本条例に基づく周知、指導の実施を通じて、公衆のマナーの向上と美化意識の醸成に取り組んでまいります。

次に、市内におけるP F A S対応です。

P F A S対応については、国や東京都の最新の方針に基づき、引き続き、市内における環境モニタリング強化の一環として、令和８年度においても、市の管理する防災井戸等について水質検査を継続実施し、市のP F A S専門アドバイザーから助言をいただきながら、市民の不安解消・軽減に向けて適切な対応を図ってまいります。

生活環境担当の主な取組については以上となります。

緑と公園課長補佐　　続きまして、緑と公園課です。資料４―６、緑と公園課、令和８年度主要事業の概要を御覧いただきますようお願いいたします。

初めに、右上、Bの深大寺・佐須地域エリアでは、農業公園を農のあるまちづくりの拠点とし、地域と連携を図りながら農業への理解促進や、とりわけ若年層に向けた農業体験の機会となるよう、親子で参加できる体験型イベントなどを通して、さらなる魅力発信に取り組めます。

また、深大寺自然広場と野草園では、野草園におけるとホタル生息環境の現況調査を踏まえ、野草園を含むこの地域における多様な生態系を形成する崖線緑地や、水辺等の豊かな自然環境の保全・活用の推進に取り組めます。

続きまして、右側中段、Eの新たな公園整備の推進では、地権者の御厚意により、20年間の無償貸付契約を締結した用地を活用し、（仮称）仙川２丁目仲よし広場について、令和９年末の整備に向けて取り組んでまいります。

具体的な検討内容につきましては、1,000平米を超える広さを有する貴重な公園として、地権者や地域の意向を踏まえ、インクルーシブ機能を備えた遊具や、駐輪場スペースの確保、災害時を見据えたかまどベンチや防災パーゴラ設備を整備する予定です。

次に、下段中央のH、花いっぱい運動です。駅前広場整備と連動し、飛田給駅前や西調布駅前と同様に、（仮称）調布駅前広場ガーデンの整備に取り組むとともに、整備後においては、おもてなしガーデン事業に協働で取り組む市民団体と連携した運営を視野に、協

議、調整に取り組んでまいります。

最後に、右側下段の点線枠囲いの安全・安心の取組のうち新規の取組として、⑤の公園での花火利用の試行実施では、今年の夏休み期間を目途に、周辺にお住まいの市民の生活環境への影響に配慮した公園の選定や安全対策の検討に加え、地域との連携によるルールづくりや大人が同行する体制の確保など、先行自治体の事例を踏まえ、試行実施に向けた検討を進めてまいります。

緑と公園課の説明は以上です。

下水道課副主幹（公営企業会計担当）　　続きまして、下水道課から御説明いたします。
資料４―７、令和８年度下水道事業の概要をお願いいたします。

令和８年度下水道課予算の特徴について御説明いたします。

①から⑤まで大きく５事業を記載しておりますが、主立った内容としましては、①総合的な浸水対策の推進（浸水対策）のうち、ア、令和元年東日本台風の再度災害防止に向けたポンプ施設等の整備は、狛江市が主体で実施している根川ポンプ施設等の整備について、令和７年度から継続して実施している詳細設計に加え、遺跡調査等の準備工事に着手します。

その他、令和７年度末に策定した雨水管理総合計画に基づく下水道管の流下能力増強のための設計や地震対策にも取り組みます。

③下水道施設の予防保全管理への転換の推進では、イの下水道管路の全国特別重点調査の結果を踏まえた緊急補修を実施します。また、次期包括的民間委託となるウォーターＰＰ導入に係る契約手続を進めます。

④下水道事業の財政マネジメントの向上では、下水道事業経営戦略2025に基づく下水道事業経営推進の取組として、昨年度中に議決されております下水道使用料改定について、令和８年10月施行に向け周知・広報活動を実施します。

その他、欄外に記載がございますが、野川の吐口改修工事が２か所ございます。

２ページは、令和８年度実施事業の主な内容と位置図ですので、後ほど御覧ください。

下水道課からの説明は以上です。

資源循環推進課長補佐　　最後に、資源循環推進課です。資料４―２、２ページ、資源循環推進課、令和８年度の取組方針及び検討課題を御覧ください。

清掃事業については、引き続き、3Rの推進に向け、デジタルツールを活用した市民のごみ減量、資源化への意識が継続するよう、資源循環施策を展開するとともに、安定した収集運搬体制の構築、中間処理場の施設更新に取り組み、環境保全の確保と公衆衛生の維持に取り組んでまいります。

本日は、拡充事業として2つの事業について御説明いたします。資料4―8、1ページを御覧ください。

初めに、調布ごみナビへの災害時のごみの出し方支援機能の導入についてです。

調布ごみナビについては、ごみの分別に迷うものを文字や画像からAIが解析し、調布市の分別基準に合うものを案内することで、ごみの適正排出を促進する、スマートフォンのLINEアプリを活用した、ごみ分別支援のデジタルツールです。産学官連携事業として共同開発により誕生したツールで、令和6年度に開発に着手し、試験運用を経て、令和7年度から本格導入しています。

それまで利用していたごみアプリにはなかったキーワード入力や写真画像による分別案内が可能になったことや、粗大ごみの分別、処理料金までの案内が可能になったこと、多言語対応や地図検索機能を活用した指定収集袋販売店やおむつ袋、ボランティア袋の配布場所検索などの機能が特徴です。現在、約2万8,000件の登録者数となり、さらなる登録者数の増加に向け取り組んでいるところです。

令和8年度からは、災害発生時に災害廃棄物の分別方法、仮置場検索などの災害時のごみの出し方支援機能を新たに導入しました。災害発生時に市が切り替えることで、ごみナビ利用者の設定作業が不要であるため、平常時と同じ操作感でスムーズに災害モードが利用可能となります。災害発生時の混乱期に、市民の冷静な行動を促すツールとして活用してまいります。

続いて、家庭用廃食油の資源化事業です。資料、2ページをお願いします。

家庭用廃食油の資源化事業は、家庭で不要となった廃食用油を回収し、中間処理業者が回収後にリサイクルプラントで飛行機の航空燃料などに再資源化する事業です。これまで燃やせるごみとして廃棄していた廃食用油を、持続可能な航空燃料としてリサイクルすることで、資源循環を推進する事業となります。

調布市では、地域福祉センターの拠点回収を令和7年7月から開始し、569リットルの廃食用油を回収、資源化いたしました。

さらなる回収を目指し、令和8年6月から、福祉作業所3か所に平日の回収拠点を増設

します。開設場所は、国領町のめじろ作業所、富士見町の希望の家本場、下石原の下石原
ぴいすです。

説明は以上です。

高田会長 事務局からは以上ですね。どうもありがとうございました。事務局からの説
明が終わりましたので、御意見、御質問を委員の皆様からお願いいたします。市川委員、
お願いします。

市川委員 資料4―3の野川のことについてです。

西つつじヶ丘から国領までの野川の河道掘削が昨年あたりから続いているのですけれど
も、重機導入のために範囲内の全ての木々が切られてしまいました。雨が降っても二・三
日しか水がもたなくて、すぐに川底があらわになって、メタンガスのような臭いが周囲に
満ちあふれていて、道を回避するような状態です。

洪水に備えるためといっても、木を切ってメタンガスのような温室効果ガスを出して、
CO₂もかえって増しているのではないかと思えるほどです。水がないことでカワセミな
どの生態もかなり変わって、止まる枝もないので、川の上を飛びながら直接ダイブしたり
しています。

木を切ることは、安易に作業を進めているように思えて、調布市にはいろいろ
と疑問を持っています。市内で木を切ることにについて本当に必要なのか、十分な配慮をし
ていただきたいと思います。

以上です。

高田会長 これに関して事務局からお願いします。

下水道課長 下水道課長の鈴木と申します。よろしくお願いします。

野川の河床の整備につきましては、東京都の北多摩南部建設事務所というところが川の
断面を広げて安全性を高めるために行っている事業でございます。

川に入るためには、川底に重機を下ろさなければいけないということで、導入路という
ものを確保する中で、今回、市川委員がお話をされた、導入路確保のために一部樹木を伐
採したと認識をしております。

こういった工事につきましては、徐々に徐々に川の下流側から川の断面を大きくする工事になりますので継続して、世田谷方面から調布市域に入って、ちょうど今、野川でいうと登記所前の通り辺りまで来ているかなと感じています。

この工事は、この間、説明会がありまして、調布の市場が佐須のほうにありますけれども、そちらのほうまで、また10年ぐらいかけて徐々に徐々に進むと説明がなされたという状況でございますので、安全面を高めるという意味での工事ということで御理解をいただければと思います。

また、川の水につきましては、雨が降ると二・三日は水流が戻るのですけれども、基本的に野川は武蔵野台地に降った雨の伏流水というか、水が地下水にある程度涵養されないと、すぐに枯れてしまうというのが、今の現状という状況でございます。

昨年、かなり雨が少なかったということもありまして、雨の量につきましてはどうこうはできないのですけれども、そういう意味では、川の改修をする場所において粘土張りという、川底にあまり水がしみ込まないような粘土を張ることで、水流を少しでも確保しようという工事も併せて進んでいるということでございますので、御承知おきをいただければと思います。

私からの説明は以上となります。

高田会長 ありがとうございます。粘土張りで水がしみ込まないようにすると、逆に、地下水位が維持されなくなってくるといったことはないのでしょうか。

下水道課長 野川の水につきましては湧水ポイントがありまして、例えば最上流でいきますと国分寺の、ごめんなさい、ちょっと池の名前を忘れてしまいましたけれども、駅の東側にある池であったり、あるいは調布でいくと、深大寺の辺りにも湧水ポイントはあるのですけれども、そういうところから用水を伝わって川に流れているということで、あちこちの湧水ポイントから川に合流してくるということで、川の形成をされているというものでございます。川底から決してぼこぼこ出るというものではないので、そういう意味では、粘土張りをするすることで下にしみ込んでしまうものが多少抑制されるということで、水流が少なからず維持されるという方向で整備しているという内容でございます。

高田会長 上流側で粘土張りすると、上流側でしみ込む量が減るので、下流側での地下

水位が下がってしまって、しみ込む量が増えるのではないかというような意味での質問でした。

下水道課長 地下水の涵養につきましては、基本的には台地面に降った雨が主体となっているという認識でございます。

もちろん先生がおっしゃるように、川底から一定程度出る水の量というのもそうなのですが、すけれども、川の底には一定程度の粘土層というのがあります、その粘土層がないと、なかなか川の流れがないというのが現状でございます。

山梨でいうと笛吹川とか、扇状地上の川では水がないことのほうが多いというのも、粘土層がないからという理由にもなりますので、そういう意味では、この辺りの地域につきましては、一定程度の粘土層がないと瀬切れが起きてしまう、そのような現象もありますので、雨のバランスと川の整備というところでの対応になってくるかなと思っています。

高田会長 分かりました。専門的なアドバイスをいただいてやられているのかどうかということも含めて、ちょっとまた後で教えてください。どうもありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。では、塚松委員、お願いします。

塚松委員 塚松です。

資源循環推進課の資料のところで2点質問がありまして、まず1つ目が、LINEのミニナビのところですか。私も随分前から使わせていただいて、非常に便利だなと思っているのですが、こういった市民への啓蒙活動の中で、当然、調布市も外国人の方が増えているのかなと思うので、多言語の機能もあるとあるのですが、こういったのツールの日本語以外の言語での利用状況とかがもし分かればということと、それに加えて、基本的に広報とかも日本語が多いのかなと思うのですが、こういったごみ関連のところでのほかの言語の方への今の啓蒙活動について、もしできれば教えてほしいというのが1つ。

もう一点は、次のページのSAFのところなのですが、40円／リットルで売却というのは、もう始まっていることでしょうか。ちょっとその辺り、これは市の回収拠点だけなのか、民間の回収店舗もそうなのかみたいところもお聞きしたかったです。

以上、2点です。

高田会長 お願いします。

資源循環推進課長補佐 まず最初のごみナビなのですけれども、多言語ということで、調布市でもかなりの外国人の方が市民課に来られたときとかに、ついでにごみの出し方をうちの窓口に聞きに来たときに、そういった形で外国人の方がいる場合は、直接的には、こういったものも使えますよという形で御紹介しております。

具体的な数字というのはちょっとまだ把握していないのですけれども、13か国語に対応しておりますので、そこも今後広報していきたいと考えております。

それと、もう一点の廃食用油なのですけれども、今、市内でこちらの資料にありますとおり地域センター10か所とクリーンセンターと、今年度から市内の福祉作業所3か所で回収しております、市民の方が回収できる場所と、その下にありますとおり、自主的に学校とかでも油を提供しているところがございますので、そういったものも含めて全て、市で集めたものはリッター40円で売却しております。

以上になります。

塚松委員 分かりました。要は、市がリッター40円で売却して、市の収益になっていると。ただ、市民の人は当然無償でというところが、市の収益になっているという理解ですね。

資源循環推進課長補佐 そうですね。はい。

塚松委員 ありがとうございます。ちなみに、それは市内の民間の、例えば私ですと京王ストアとかに何度か持っていつているのですが、そういったものも市の収益になっているということですね。

環境部副参事（資源循環推進担当）兼資源循環推進課長事務取扱 うちに相談があつて御紹介したところは多分そういった、できるところとできないところがあるので、民間の場合は直接契約してもらうことも当然ございます。

この中で非公開と書かれている、ちょうふの里さんとかそういうところが民間で取引をされているというところになります。

明大明治の高校の皆さんとかについては、市の収入で構いませんのでというような申出もありまして、出していただいているというところです。

あと1点、補足なのですが、先ほどのごみナビの外国語版の利用者数については、まだ本当に数%の中です。ただ、どうやって増やしていこうかというところは、共同開発をしている電気通信大学の留学生の方々であったりとか、今は外語大にもちょっと御協力をいただいています、そういったところから増やしていこうと。

あともう一点、最近、市内で外国人の方がお住まいのアパートの管理会社からちょっと御相談がありまして、そういう管理会社を通して、そういったあまり日本語が得意でない方々に御紹介をして、母国語で分別を案内している。そういった取組を今進めているところです。

以上です。

高田会長 ありがとうございました。先に手が挙がっていた森下委員、お願いします。

森下委員 時間があれですので簡潔にといいいながら3つほどあります。

まず生活環境担当の方にお伺いしたいのは、美化推進と公共マナーで、PFASとなっていますけれども、実際、近所の人とお話をすると、1つには高齢化というのがあるのと、コロナ禍以降結構自宅に籠もっているということがあるのと、もう一つがトクリュウの犯罪を非常に怖がっている人たちが増えてきて、それで回覧もなくなって、孤立して、不平不満を抱えている人たちが今増えているのを感じます。

“美化であり公共マナー”というのも大切なのですが、本当に困っている人たちの相談窓口というのをやっていただけないかなというのが提案です。横縦横断型の窓口というのが、もしかしたら今必要な時代になってきているような気がしてまして、コミュニケーションが取りやすくなっているのか、逆に犯罪に巻き込まれるのかという、その辺では本当に行政の信頼度というのが非常に大切なポジションを占めるのではないかなということなんです。

次は、下水道のところで、深大寺の水がかれたりとか、野川がかれたりとか、今、いろいろ渇水状況が起こっていると思うのですが、1つには、雨水ますの浸透というのが、卵ではないですが、そっちを最初にやっていかないと、幾ら流れていってしまうものの対策にお金をつぎ込んでも、結局、何か損しているような気がしますので、できれば、

雨水枡をいかに普及するかというのに注力と広報活動と予算を費やしたらどうかというのが意見です。

最後、資源循環推進課に関してですけれども、ごみナビから災害のときの対応になるというのはすごくいいアイデアだと思います。こういうのを普段からやっていかないと、災害のときに多分困ると思うのです。

課題は、このごみナビの普及率だと思うのです。このごみナビの普及率をいかに上げるか。現状今、何%なのかというのと、どうしていこうとされているのかとか、その辺の普及の課題とかがありましたら教えていただきたいという、3点です。

環境政策課生活環境担当課長 生活環境の担当から、一番最初の御意見なのですけれども、すみません、今回、主な取組ということでこういった形なのですが、我々、実は多くの部分で生活環境関連の相談窓口業務というのもやっておりまして、委員おっしゃっているようないろいろ、コロナ禍ですとか、高齢化ですとか、犯罪といったようなことで、それぞれ庁内の部署が違って、そういうところは市民相談課を通じて、生活環境関連のものについては我々のところでやるというような形で、御相談を承っておりますので、気軽にといいますか御相談いただけたらと思っております。

下水道課長 浸透施設の設置をもっと強化したほうがいいという、まさに私もそう考えています。下水道事業のほうでさらっと触れていましたが、雨水管理総合計画というものをつくっています。これは何かというと、浸水対策のマスタープランという位置づけでして、川とか下水道の整備は、1か所直しても流下能力は上がらないのですね。全部直さないと上がらない。

ただ、雨は激甚化している、頻発化している。どうやって対応するかというと、今、国も含めて、流域治水という考え方が非常に重要になっています。この流域治水とは何かというと、市民の皆さん一人一人の行動もそうなのですけれども、家に降った雨をなるべく雨水として外に出さない、地下に浸透させる。それが浸水対策にも寄与しますし、地下水の循環施策にもなるということもありまして、浸透ますの設置目標というのを環境基本計画の中にも位置づけさせていただいていますけれども、これが重要な施策だと思っています。

なので、実は雨水管理総合計画にも目標値を掲げまして、連動させる形なのですけれども

も、やはり浸透、貯留といったものを市民の方一人一人にもやっていただきたいということで位置づけたというのが、まさに今の現状です。なので、それがどれだけ意味があるのか、どれくらい効果があるのかというのをもうちょっとアウトプットを出していくことで、皆さんの行動にもつながっていくと思いますので、継続して取り組んでまいりたいと思っています。ありがとうございます。

資源循環推進課長補佐 あと、ごみナビ普及率ということで、いろいろと広報とかを進めております。1つのものといたしまして、例えば防災訓練とかに行って、防災機能、今度、便利なものができますので、こういったものができますということで市民の方に広く広報したりという形で進めながら、現状2万8,000件という登録者がおりますので、さらにいろいろと広報を進めていきたいと考えております。

以上です。

高田会長 ありがとうございます。では、続いて、手が挙がっていました関森委員、お願いします。

関森委員 関森です。時間がないので簡潔に申しあげます。

資料4―6を御覧ください。そこに農業公園というのがあると思いますけれども、この利用率はどんな具合なのかということ。

それから、左上に公園のトイレが整備されたということがありますがけれども、うちの野川のそばにも新しくバリアフリーのトイレができたのです。ちょっと使い方が悪いから、時々詰まらせてしまっているのかなと、それは使い方の問題だと思うのですが、ワンフロアが結構広いので、犯罪のあれにならないかなということがちょっと1つ気になりました。あまりに広い、バリアフリーだから車椅子の方が入ってということもあるのでしょうかけれども、防犯関係はどうなっているかなということが2点。

それから第3点は、今年も環境フェアが多分開かれると思うのですがけれども、もし開催日が分かったら教えてください。

以上です。

高田会長 渡辺課長、お願いします。

緑と公園課長　　緑と公園課、渡辺です。

今、御質問いただきました農業公園の利用状況であります、一昨年度であります令和6年7月にオープンしました農業公園、こちらは農のあるまちづくりの拠点としまして、大変多くの方に御利用いただいております。

まず初年度になります令和6年度に関しましては、1年間を通じて188日開園いたしまして、2,010の方に御利用いただきました。昨年同に当たります2年目の令和7年度の利用者数に関しては、今現在集計中ではありますが、市民の方が御参加いただける体験型のイベントを、1年目の利用状況を踏まえて、数多く実施させていただいたことにより、おおむね3倍程度の利用者数の増につながっていると捉えております。

続きまして、公園のトイレの防犯対策であります、現状、市内には200か所を超える公園がございますが、そのうち30か所の公遊園にトイレを設置している状況にあります。その中で、やはり公園のトイレというのは、一部、いたずらをされたりとか、不特定多数の方が利用される中で、損傷したりとかというような事例もあります。

また、地域の方の御要望に応じて、夜間の時間帯は利用を控えるようにというような声を多くお寄せいただいた公園のトイレにつきましては、時間制限で利用を管理しているようなところもございます。

そうしたことに加えまして、公園の安全性を確保するために防犯トイレ、これは犯罪抑止の効果もあるとされておりますが、そうした複合的な対策を講じながら、公園の安全・安心の確保に取り組んでいる、そのような状況にあります。

環境政策課長補佐　　最後、環境フェアのお話を伺いました。今年度から駅前広場が使えるようになりまして、実は今、駅前広場の利用を申請中という段階にございますが、私ども事務局としては、10月24日に開催したいと考えております。まだ完全に確定はしておりませんので、予定ということで御案内させていただきますと、10月24日、今年度も昨年に引き続き秋に実施したいと考えております。

以上でございます。

高田会長　　ありがとうございました。そのほかよろしいでしょうか。

それでは、時間も限られておりますので、この質疑のほうはこれで終了ということで、

次に、次第の２、その他で全体を通して委員の皆様から何かございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

高田会長 それでは、最後に、その他報告を事務局からお願いいたします。

事務局 それでは、次回の審議会開催日程についてです。

 今回は８月中旬の開催を予定しております。詳細な日程につきましては、また別途メール等で皆様と調整させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

高田会長 ただいまの説明を含めて全体を通して何かございますでしょうか。よろしいですね。

（「なし」の声あり）

高田会長 本日も非常に活発な御議論、御意見、コメント、ありがとうございました。
大変長時間にわたって皆様お疲れさまでございました。

 これをもちまして令和８年度第１回調布市環境保全審議会を終了いたします。御参加、御意見、コメント、どうもありがとうございました。お疲れさまでした。

——了——